

広域大和齋場組合人事行政の運営等の状況の公表

地方公務員法及び広域大和齋場組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定により、広域大和齋場組合の人事行政の運営等の状況を次のとおり公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の総数

一般職の職員の条例上の定数と現在の職員数

(各年4月1日現在)

区分	平成20年	平成19年
職員定数	10人	10人
職員数	6人 (2人)	6人 (2人)

(注) 1 職員数の欄の()内は、大和市からの派遣職員の数であり、外数です。

2 この公表の対象となる職員は、派遣職員を除いた6人の組合専任職員です。

(2) 採用者の状況

平成19年度の採用はありません。

(3) 退職者の状況

退職の事由には、定年、勸奨、自己都合等の退職がありますが、平成19年度の退職者はありません。

(4) 再任用の状況

再任用とは、高齢者雇用のため、定年退職者を再雇用する制度ですが、平成19年度の雇用はありません。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(平成19年度決算)

人件費とは、職員に支給される給与のほか、特別職に支給される給料及び報酬、職員が加入している地方公務員共済組合に事業主として支払う負担金等を合計したものです。

歳出額(A)	人件費(B)	人件費率 (B/A)	参考(平成18年 度の人件費率)
456,393千円	55,539千円	12.2%	11.6%

(2) 職員給与費の状況（平成19年度決算）

職員給与費とは、職員に支給する給与の総額をいいます。

職員数 (A)	給 与 費				1人当たりの 給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
6人	27,884千円	6,234千円	12,594千円	46,712千円	7,785千円

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成20年4月1日現在）

一般行政職（6人）		
平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
50歳2月	388,200円	475,641円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成20年4月1日現在における職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

(4) 職員の初任給の状況（平成20年4月1日現在）

区 分		広域大和齋場組合	国
		初任給	初任給
一般行政職	大学卒	181,200円	I種 181,200円 II種 172,200円
	高校卒	149,800円	140,100円

(5) 一般行政職の級別職員数の状況（平成20年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数 (人)	構成比 (%)
8級	事務局長		
7級	事務局次長		
6級	事務局次長補佐	2	33.3
5級	副主幹	2	33.3
4級	係長・主査	1	16.7
3級	主任	1	16.7
2級	主事		
1級	主事補		

(注) 1 広域大和齋場組合職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(6) 職員手当等の状況

ア 期末手当・勤勉手当（平成19年度）

区 分		広域大和斎場組合		国	
		期末	勤勉	期末	勤勉
支給率	6月期	1.4月分	0.725月分	1.4月分	0.725月分
	12月期	1.6月分	0.775月分	1.6月分	0.775月分
	計	3.0月分	1.5月分	3.0月分	1.5月分
加算措置の状況		職務上の段階、職務の級等による加算措置		職務上の段階、職務の級等による加算措置	
1人当たりの平均支給額		2,099千円		-----	

イ 退職手当（平成20年4月1日現在）

区 分		広域大和斎場組合		国	
		自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
支給率	勤続20年	23.50月分	30.55月分	23.50月分	30.55月分
	勤続25年	33.50月分	41.34月分	33.50月分	41.34月分
	勤続35年	47.50月分	59.28月分	47.50月分	59.28月分
	最高限度額	59.28月分	59.28月分	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置		定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)		定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	

ウ 地域手当（平成20年4月1日現在）

支給率	10%
支給対象職員数	6人
支給実績（平成19年度決算）	2,976,413円
支給対象職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）	496,069円

エ 特殊勤務手当（平成20年4月1日現在）

平成18年4月1日に廃止しました。

オ 時間外勤務手当（休日勤務手当を含む。）

平成19年度決算	支給総額	59,476円
	支給職員（2人）1人当たり支給年額	29,738円
平成18年度決算	支給総額	192,261円
	支給職員（4人）1人当たり支給年額	48,065円

カ その他の手当（平成20年4月1日現在）

区 分		広域大和斎場組合	国	支給総額（平成19年度決算）	支給職員1人当たりの平均支給年額（平成19年度決算）
扶養手当	配偶者	14,000円	13,000円	758,000円	252,667円
	配偶者以外の扶養親族1人につき	7,500円	6,500円		
	配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人まで	11,500円	11,000円		
	16歳から22歳までの子に対する加算額1人につき	5,500円	5,000円		
住居手当		29,800円を限度	27,000円を限度	1,011,600円	168,600円
通勤手当	交通機関を利用(2km以上が対象)	定期代(6月)相当額	定期代(6月)相当額(55,000円を限度)	204,000円	51,000円
	自動車等使用(2km以上が対象)	通勤距離により4,000～25,400円	通勤距離により2,000～24,500円		
そ の 他		管理職手当	-----	1,224,432円	612,216円

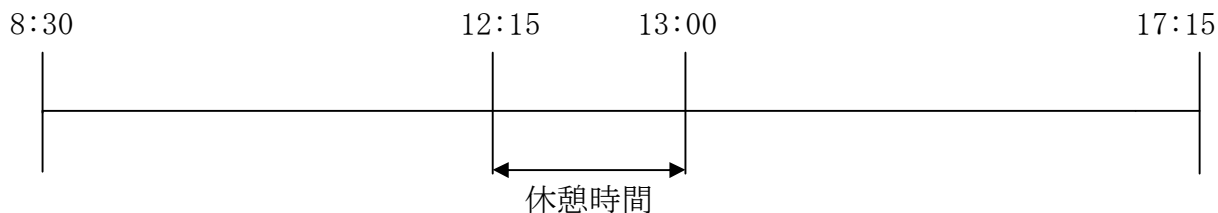
(7) 特別職の報酬等の状況（平成20年4月1日現在）

区 分		給料・報酬の額	
給 料	管 理 者	年額	135,000円
	副管理者	年額	108,000円
報 酬	議 長	年額	78,000円
	副 議 長	年額	66,000円
	議 員	年額	60,000円
	監査委員(識見を有する者)	日額	8,500円
	監査委員(議員選出)	日額	7,500円

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間及び休憩時間の概要（平成20年4月1日現在）

職員の勤務時間は、8時30分から17時15分までのうち、休憩時間の45分を除く1日8時間、週40時間です。



(2) 職員の年次休暇の概要と取得状況

労働基準法の規定に従い、原則として1年（各年1月1日から12月31日まで）に20日の有給休暇が与えられます。

平成19年の平均取得日数	平成18年の平均取得日数
15.8日	16.5日

(3) 特別休暇の概要と取得状況（平成19年4月1日現在）

年次休暇以外にも、特別な事由に該当する場合は、特別な休暇が認められます。

種 類	付与日数	取得者数	
		平成19年	平成18年
ドナー休暇	必要と認める期間		
ボランティア休暇	5日以内		
慶弔休暇（結婚）	6日以内		
生理休暇	2日の範囲内		
通勤緩和休暇	1日につき1時間の範囲内		
妊娠障害休暇	1の妊娠期間において2日の範囲内の期間		
女性職員の出産	出産予定日前8週間目から出産の日後8週間目		
育児休暇	1日2回（1回30分）		
妻の出産のための休暇	3日		
子のための看護休暇	5日		
忌引休暇（親族の死亡）	親族の区分に応じ、連続する1日から10日の範囲内の期間	2	1
慶弔休暇（父母の祭日（法要））	1日		
夏季休暇	7日	6	6
永年勤続休暇	勤続30年 5日 勤続20年 3日 勤続10年 2日		

(4) 介護休暇の概要と取得状況

職員は、要介護状態にある家族を介護するために介護休暇（無給）を取得することができます。当該休暇は、連続する6月の期間内で、1日単位ではなく1時間単位（1日最長4時間）で取得することができます。

区分	平成19年	平成18年
取得者数	0	0

(5) 病気休暇等の概要と取得状況

職員が負傷又は疾病のために勤務できない場合、医師の証明書等に基づき、療養のために必要最小限度の期間（最長90日）、勤務することが免除されます。

区分	平成19年	平成18年
取得者数	1	1

(6) 職員の育児休業の概要と取得状況（年度別）

職員が育児休業をするための休業制度があり、最長3年間取得することができます。育児休業は1日単位で、部分休業は時間単位（1日最長2時間）で取得することができます。

区分	取得者数	
	平成19年度	平成18年度
育児休業	0	0
部分休業	0	0

4 職員の分限及び懲戒処分状況

職員は身分を保障されていますが、一定の事由があれば、分限処分や懲戒処分により職を失ったり、降任されたり、給料を減額されたりします。

分限処分とは、公務の能率の維持のために行う処分であり、懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない非行があった場合に公務員関係の秩序を維持するために行う処分です。

区分	処分者数	
	平成19年度	平成18年度
分限処分	0	0
懲戒処分	0	0

5 職員のサービスの状況

サービスに関する基本原則の概要

基本原則	概要
法令・職務命令遵守事項	職員は職務を遂行するに当たって、法令や上司の命令に従わなければなりません。
職務専念義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間中全力で職務を遂行しなければいけません。（人間ドックを受診する場合や職員の厚生に関する計画の実施に参加する場合等は、条例の規定に基づいて、職務専念義務が免除されます。）
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為をしたりしてはいけません。
営利企業等の従事制限	営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければなりません。
争議行為等の禁止	職員は争議行為等が禁止されています。
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治団体の結成等に関与する等の政治的行為が禁止されています。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

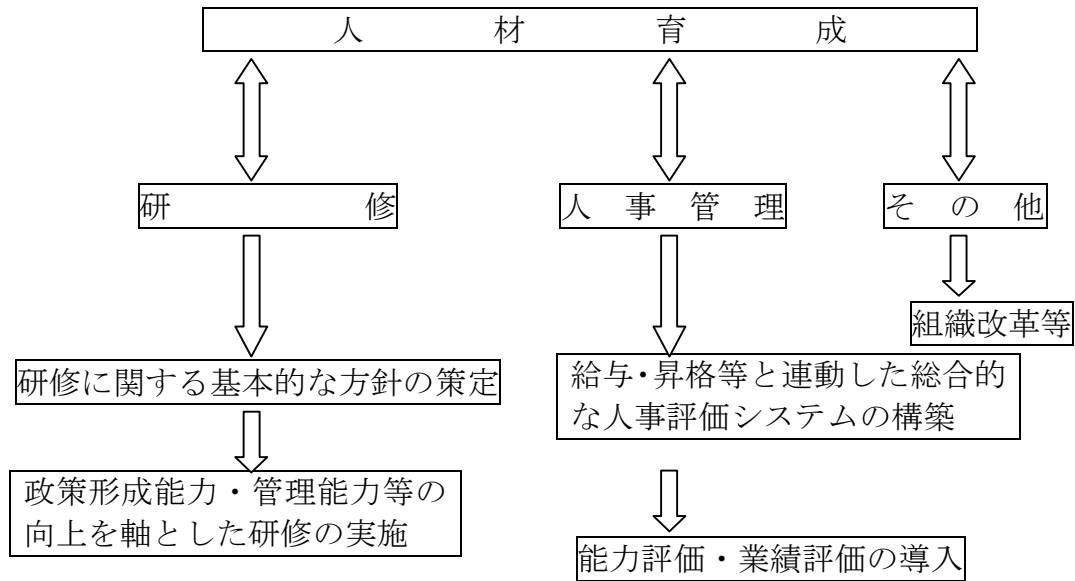
(1) 研修に関する基本的な方針

職員の計画的な人材の育成を図ることを目的として、平成17年4月に広域大和齋場組合における研修の目標、研修に関する計画の指針となるべき事項等を次のとおり定めました。

ア 人材育成の必要性

現在、地方公共団体においては、少子高齢化、情報化、環境問題への対応や住民意識の多様化に伴う様々なニーズへの対応等、新たな行政課題に対応する施策を展開する必要に迫られています。更には、本格的な地方分権時代を迎え、自己決定、自己責任のもとで、自主的、自立的な行政を推進することが求められています。このような中で、実のある施策を実施していくためには、政策形成能力、説明責任能力及び高度専門知識のある人材の確保と、職員の意識、資質の向上等の人材育成が必須の要件です。当組合は、特別地方公共団体としての組合行政の運営及び公の施設である大和齋場の管理・運営を業務とする小規模団体ですが、このような行政を取り巻く環境は、当組合にとっても例外ではなく、他の地方公共団体と同様に住民ニーズの多様化や本格的な地方分権へ対応する人材育成を行っていく必要があります。

<人材育成フロー>



イ 研修体制

職員の研修は、本来、各地方公共団体自ら行うことが原則です。

しかし、小規模団体である当組合においては、研修のための専任組織や人員の確保等が容易でないことから、より効果的な研修を行うため、次に掲げる団体と協定等を締結し、研修を実施しています。

(ア) (財) 神奈川県市町村振興協会市町村研修センターが実施する研修

主な受講研修科目：財務、法制執務等の専門研修

(イ) 大和市の実施する職員研修

主な受講研修科目：新採用職員研修等の階層別研修

(ウ) 大和市への職員事務研修

(エ) 大和市との人事交流

(オ) その他神奈川県等が実施する研修

(2) 研修の実施状況

研修名等	受講者数	
	平成19年度	平成18年度
情報研修 (アクセス)		1
職員事務研修 (大和市)	1	1

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 神奈川県市町村職員共済組合

神奈川県市町村職員共済組合は、横浜市及び川崎市を除く神奈川県内の各市町村等の常勤職員を組合員とし、組合員の掛金と事業主である地方公共団体の負担金により運営されています。共済組合は、組合員とその家族の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とし、次の事業を行っています。

ア 短期給付事業

組合員とその家族（被扶養者）の病気、負傷、出産、死亡、休業又は災害に対して、必要な給付を行っています。

イ 長期給付事業

組合員の退職、障害又は死亡に対して、年金又は一時金の給付を行っています。

ウ 福祉事業

健康保持、疾病予防等の保健に資する事業、宿泊施設の運営、宿泊施設利用助成券の発行、住宅資金等の貸付等を行っています。

(2) 公務災害補償の概要と実施状況

公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）又は通勤による災害を受けた場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償がなされます。

区 分		平成19年度		平成18年度	
		傷病	死亡	傷病	死亡
公務上の災害	新規認定件数	0	0	0	0
	補償件数	0	0	0	0
通勤災害	新規認定件数	0	0	0	0
	補償件数	0	0	0	0

(3) 職員の健康診断等の概要

労働安全衛生法に従い、職員の健康の保持を図るため、健康診断を年2回実施しています。

また、大和市との協定により、年1回の産業医の巡回や健康相談等（メンタルヘルスを含む。）を実施しています。

(4) その他職員福祉のための独自の制度の概要

職員は、大和市との協定により、大和市職員互助会に加入しています。大和市職員互助会は、地方公務員法第42条の規定に基づき、会員の相互扶助及び福利厚生を増進するために設置された組織で、会員からの会費や手数料等の収入、加入団体からの助成金をもとに運営されています。主な事業としては、文化、教養、保健等に関する自主事業の開催及びカフェテリアプラン事業の実施並びに慶弔給付、健康管理事業助成、生活資金の貸付、団体保険の取扱い等を行っています。

8 公平委員会の業務の状況

組合では、地方公務員法第7条第4項の規定に基づき、公平委員会の事務を神奈川県人事委員会に委託して処理しています。

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与等勤務条件に関して、公平委員会に当局が適切な措置を講じるよう要求することができます。

平成19年度 当初係属件数	新規申立 件数	処 理 件 数					平成19年度 末係属件数
		申立容認	棄却	却下	取下げ	計	
0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申し立てをすることができます。

平成19年度 当初係属件数	新規申立 件数	処 理 件 数					平成19年度 末係属件数
		処分 取消	処分容認 (棄却)	却下	取下げ	計	
0	0	0	0	0	0	0	0

(3) 苦情処理の状況

職員は、任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、服务等の人事管理全般に関する苦情の申出及び相談を公平委員会等にすることができます。平成19年度において、新規又は継続中の事案はありません。